

荻生徂徠著『楽律考』訳注稿(一)

山寺(小野)美紀子

本稿で取り上げる『楽律考』は、江戸中期の大儒、荻生徂徠(物茂卿、一六六六～一七二八)の著作である。その内容は、音楽の基礎となる楽律(音高を表す音律と、それに基づく調(音階・旋法)を含めた規定全般)に関して、主に、中国古代の周・漢から明代に至るまでの音律の変遷や、日本に伝承される音楽(特に雅楽の唐楽)と中国古楽との楽律の関係について論じたものである。本書は、徳川將軍吉宗に献上された後、⁽¹⁾「頗る秘し刊行を許さざる者」として写本で流布した。伝本の中には、徂徠の他の著作『楽制篇』、及び弟子の太宰春台著『律呂通考』と合写したものが比較的多く、『楽律考』・『楽制篇』を併せて『大楽發揮』とも称される。本稿では、吉宗に提出された『名家叢書』「荻生考」所収の写本を底本として、これを翻刻し、訓読を加え、現代語訳・訳注を作成する。

〈注〉

- (1) 岩橋遵成『徂徠研究』(一九三四年、関書院、(復刻)一九八二年、名著刊行会)第二篇第三章第五「音楽に関する著書」二二三～二一六頁、陶徳民「荻生徂徠の『楽書』校閲とその所産」(『待兼山論叢(史学篇)』第二一号、一九八七年)六四～六九頁、印藤和寛「富永仲基『三器』度考の復原——『楽律考』の一考察」(『懷徳』第六二号、一九九四年)二九～三三頁、大庭脩編著『享保時代の日中関係資料三(荻生北溪集)——近世日中交渉史料集四』(関西大学東西学術研究所資料集刊九四、一九九五年、関西大学東西学術研究所)本論第二章第十節「楽書校閲」三二～三七頁、大庭脩「荻生北溪・徂徠と楽書校閲」(『東方学』第九一輯、一九九六年)など参照。

- (2) 服部南郭による徂徠の著作目録『物夫子著述書目記』に、「楽制篇一卷 楽律考一卷 鈴録二十卷附三卷 右三部。亦頗秘不許刊行者。」と見え

る（関儀一郎編『日本名家四書註釈全書（学庸部一）』一九二三年、東洋図書刊行会 所収）。

凡例

〈底本・対校本〉

一、底本は、国立公文書館内閣文庫所蔵『名家叢書』（「特637」（「」内は所蔵機関の函架番号・請求番号等。以下同）、写本全七十八冊、紅葉山文庫旧蔵）の第五七冊「荻生考」所収「楽律考」である。（「名家本」と略記）

なお、『名家叢書』は影印刊行されており、「楽律考」を含む「荻生考」は、『国立公文書館内閣文庫蔵 名家叢書 下』（関西大学東西学術研究所資料集刊十二三、一九八二年、関西大学東西学術研究所）に収載されている。

一、他に参照した伝本は、次に挙げるとおりである。

国文学研究資料館所蔵（田安德川家資料（田藩文庫ほか）〔15-594〕）『楽律考』写一冊（田安本と略記）

無窮会神習文庫所蔵〔12475〕『楽律考』写一冊、巻末に荻生北溪著「楽律考解」を附す（無窮会本と略記）

早稲田大学図書館服部文庫所蔵〔イ17-1070〕『楽律考 合綴 律呂通考』写一冊、天明七年服部元雅校写（服部本と略記）

島根県立図書館所蔵〔郷081/125/2-2〕、松原基編『消暑漫筆』二筆「一大楽発揮」巻一所収の「楽律第一」（消暑本と略記）

西尾市岩瀬文庫所蔵〔146-63〕『大楽発揮』写一冊、巻一所収の「楽律考」、巻末に太宰春台書簡「答田安公問」を附す（岩瀬本と略記）

無窮会織田文庫所蔵〔オ1228〕、蒔田雁門注『大楽発揮摘註』、天保九年序刊、二巻一冊、巻上所収の「楽律考」（雁門摘註本と略記）

〈体裁〉

一、底本の原文に改行箇所はないが、訳注者が適宜段落に区切り、【】内に段落番号を示した。

一、本稿では、段落毎に原文の翻刻を載せ、その後に書き下し文（訓読）と表記）を附し、続けて、現代語訳（訳）と表記）と訳注（注）と表記）を載せる。

〈翻刻〉

一、原文翻刻の字体は、原則として異体字を正字に改めたが、字体について諸説あるものについては、一部、正字とされる字体に改めなかったものもある。

一、句読点については、底本に施された読点に基づき、適宜、これを句点及び並列点に改めた。また、必要に応じて、読点と並列点を加えた箇所もある。

一、平出の箇所は、底本どおり一字分空けた。

〈書き下し文〉

一、書き下し文は、原則として底本の訓点に基づいて訓読したが、場合によっては田安本など他の本を参照し、また、現在一般に行われている訓読法に改めた箇所もある。

一、底本の名家本に振り仮名は見えないが、適宜、書き下し文に振り仮名を加えた。訳注者が補ったものは、平仮名で示し、田安本に記す振り仮名を参照して加えたものは、片仮名で示す。なお、「黄鐘」の振り仮名（二種）については、田安本の字音の表記を次のように改めた。

「ヲウシキ」↓「ワウシキ」

「クハウシヤウ」↓「クワウシヨウ」

〈現代語訳・訳注〉

一、現代語訳における（ ）内の語句は、訳注者が補ったものである。できるだけ原文を尊重して訳すようにしたが、理解が難しい箇所については、補足事項や説明を（ ）内に加えた。

一、音楽の専門用語である律名と調名については、主に現在通行の表記に統一した。（黄鐘↓黄鐘、一越↓壹越、般涉↓盤涉、中呂↓仲呂、舞射↓無射など）

一、本書の内容に対する理解を深めるため、訳注作成にあたっては、徂徠の他の著述や、弟の荻生北溪（物観、一六七〇～一七五四）及び弟子の太宰春台（一六八〇～一七四七）による本書に関連する著述、山県大式（一七二五～一七六七）と蒔田雁門（一八五〇）による本書の注釈本等から、関連する箇所を挙げ、照合した。使用した文献資料は、左に示すとおりである。なお、ここに挙げる荻生北溪著「楽律考解」及び太宰春台著「答田安公問」の詳しい書誌と『楽律考』との関連性については、稿を改めて紹介する。

1. 荻生徂徠著・荻生北溪補・中根元圭閱『度量衡考』所収（徂徠著）「度考」・「量考」（川原秀城・池田末利編輯『荻生徂徠全集一三 統治論二』一九八七年、みすず書房 所収）

2. 荻生徂徠著『周尺考』（駁朱度考）（川原秀城・池田末利編輯『荻生徂徠全集一三 統治論二』一九八七年、みすず書房 所収）

3. 荻生徂徠著『護園隨筆』（西田太一郎編輯『荻生徂徠全集一七 隨筆二』一九七六年、東京、みすず書房 所収）

4. 荻生北溪著「楽律考解」（『楽律考』無窮会本 所収）

5. 太宰春台書簡「答田安公問」（島根県立図書館所蔵[郷081/25/2-2]、松原基編『消暑漫筆』二筆「三 答田安公問」）

6. 「荻生考（第五七冊）」所収「楽律考」附記「楽律ノ考」（国立公文書館内閣文庫所蔵『名家叢書』所収）

7. 「荻生考（第六二冊）」所収「周尺ノ考」・「歴代尺ノ考」・「黍ノ考」・「楽律ノ考」（荻生北溪著あるいは徂徠と北溪の共著）（国立公文書館内閣文庫所蔵『名家叢書』所収）

内閣文庫所蔵『名家叢書』所収）

8. 『楽律考』の山県大弼注（甲陽図書刊行会校訂『山県大弼遺著』一九一四年、甲陽図書刊行会 所収）

9. 『楽律考』の蒔田雁門注（『大衆発揮摘註』雁門摘註本 所収）

- 一、訳注において、右の1〜3は、翻字または読下しをそのまま引用し、該当頁を（ ）内に示す。

4〜9の引用にあたっては、句読点・並列点を補い、あるいはもとから施されている読点を、適宜、句点・並列点に改め、漢字の異体字は、原則として正字に改め、仮名の変体・略体・合字等は、通行の字体に改め、翻刻した。ただし、表記としては、「律歴」は「律暦」に、「黄鍾」は「黄鐘」に改めず底本のままとしたが、黄鍾（または黄鐘）の振り仮名は、「ワウシキ」と「クワウシヨウ」に統一した。

- 一、右に挙げる資料のほかに、訳注で参照・引用した文献は、巻末に一覧にして挙げた。引用の際には、該当頁を（ ）内に示す。

- 一、訳注における他文献からの引用部分では、割注の箇所は「」で括り、引用者（訳注者）による補足事項は、小字で（ ）内に示した。

傍線は引用者による。

- 一、本稿の訳注においては、徂徠の説に対する後世の議論を含め、その説の是非については言及しない。

樂律考 物茂卿著

【一】

本邦樂律、一曰一越調、二曰斷金調、三曰平調、四曰勝絶調、五曰龍吟調、別名下無、六曰雙調、七曰鳧鐘調、八曰黃鐘調、九曰鸞鏡調、十曰般涉調、十一曰神仙調、十二曰鳳音調、別名上無。⁽¹⁾伶工相承、以一越爲黃鐘、斷金爲大呂、平調爲太簇、勝絶爲夾鐘、龍吟爲姑洗、雙調爲中呂、鳧鐘爲蕤賓、黃鐘爲林鐘、鸞鐘爲夷則、般涉爲南呂、神仙爲舞射、鳳音爲應鐘。⁽²⁾

〈訓讀〉

本邦の樂律は、一に曰はく一越調、二に曰はく斷金調、三に曰はく平調、四に曰はく勝絶調、五に曰はく龍吟調、別名は下無、六に曰はく雙調、七に曰はく鳧鐘調、八に曰はく黃鐘調、九に曰はく鸞鏡調、十に曰はく般涉調、十一に曰はく神仙調、十二に曰はく鳳音調、別名は上無。伶工相承^{あひう}けて、一越を以て黃鐘^{ワウシキ}と爲し、斷金を大呂と爲し、平調を太簇と爲し、勝絶を夾鐘と爲し、龍吟を姑洗と爲し、雙調を中呂と爲し、鳧鐘を蕤賓と爲し、黃鐘^{ワウシキ}を林鐘と爲し、鸞鏡を夷則と爲し、般涉を南呂と爲し、神仙を舞射と爲し、鳳音を應鐘と爲す。

〈訳〉

我が国の樂律は、（一オクターヴ内の十二の半音からなる十二律の）第一音を「壹越調」、第二音を「斷金調」、第三音を「平調」、第四音を「勝絶調」、第五音を「龍吟調」、別名「下無」、第六音を「雙調」、第七音を「鳧鐘調」、第八音を「黃鐘調」、第九音を「鸞鏡調」、第十音を「般涉調」、第十一音を「神仙調」、第十二音を「鳳音調」、別名「上無」と言う。樂人の伝承では、（我が国における十二律名の）「壹越」を（中国における十二律名の）「黃鐘」であるとし、「斷金」を「大呂」、「平調」を「太簇」、「勝絶」を「夾鐘」、「龍吟」を「姑洗」、「雙調」を「仲呂」、「鳧鐘」を「蕤賓」、「黃鐘」を「林鐘」、「鸞鐘」を「夷則」、「般涉」を「南呂」、「神仙」を「無射」、「鳳音」を「應鐘」とする。

〈注〉

(1) 一越調……斷金調……平調……勝絶調……龍吟調……雙調……亮鐘調……黃鐘調……鸞鏡調……般涉調……神仙調……鳳音調 これらは皆、「調」と附すが、音階や旋法などの調（調子）の名称ではなく、音高を示す十二律の名称（律名）として挙げたものである。平調・双調以外は、近世、「調」の字を略するのが慣わしとなったという。林謙三『律名新考——日本十二律の起源及び音高の問題について』を参照。

(2) 伶工相承、……鳳音爲應鐘 この伝承における日中十二律の関係を表に示すと、次のとおりである。

表一 楽人の伝承による日中十二律の対応関係

日本十二律	壹越	断金	平調	勝絶	龍吟（下無）	双調	亮鐘	黃鐘	鸞鏡	盤涉	神仙	鳳音（上無）
中国十二律	黄鐘	大呂	太簇	夾鐘	姑洗	仲呂	蕤賓	林鐘	夷則	南呂	無射	应鐘

【三】

稽諸華夏、燕樂有越調・平調⁽¹⁾・雙調・般涉調・仙呂調、皆調名而非律名也。龍吟聲、即唐長鳴三聲之一⁽³⁾、鳳鸞商、乃琵琶獨彈曲破之名⁽⁴⁾。而斷金・勝絶・亮鐘、絶無所考。或當字誤。上無・下無、爲此方所命⁽⁵⁾。獨巢笙、平調子爲林鐘、仙呂管爲夾鐘者、實命其律⁽⁶⁾。然不復與此方所傳者合矣⁽⁷⁾。

〈訓読〉

諸^{コレ}を華夏に稽^{かんが}ふるに、燕樂に越調・平調・双調・般涉調・仙呂調有り、皆調の名にして律の名に非ず。龍吟聲は、即ち唐の長鳴三聲の一、鳳鸞の商は、乃ち琵琶の独弾曲の破の名なり。而して断金・勝絶・亮鐘は、絶えて考ふる所無し。或いは当に字の誤りなるべし。上無・下無は、此の方の命ずる所と爲る。独り巢笙に、平調の子を林鐘と爲し、仙呂の管を夾鐘と爲す者のみ、実に其の律に命ず。然れども復た此の方の伝ふる所の者と合はず。

〈訳〉

これ（日本の十二律名）を、中国のものと引き合わせて調べてみると、燕楽（唐代の俗楽）に、越調・平調・双調・般涉調・仙呂調というものがあるが、これらは皆、調名であって、律名ではない。（「龍吟」と同名の）「龍吟声」というのは、唐代の（鼓吹楽における）長鳴三声の一つであり、（「鳳音」「鸞鏡」に通じる）「鳳鸞の商」というのは、琵琶の独弾曲の破の名称である。そして、「断金」「勝絶」「晃鐘」については、全く考察する手立てがない。ひょっとすると、文字の誤りかもしれない。「上無」「下無」は、我が国で命名されたものである。巢笙において、「平調の子」（と称する第十五管の音）を林鐘とし、「仙呂の管」（と称する第十三管の音）を夾鐘とすることだけは、実には、（各管が発する）その音律によって名付けられたのである。しかし、もはや、我が国で伝えられている律名とは合わなくなっている。

〈注〉

(1) 平調 他の多くの『楽律考』伝本では、「平調」を欠く。この部分は、『新唐書』『礼楽志』の記事（次の注(2)に引用）に基づくものだが、その記事に「正平調」「高平調」という調名は含まれるものの、平調と完全に同名の調が見えないため、伝写の際に「平調」のみ削除された可能性も窺える。

(2) 燕楽有越調・平調・雙調・般涉調・仙呂調 『新唐書』卷二二「礼楽志二二」に、「凡所謂俗樂者、二十有八調、正宮・高宮・中呂宮・道調宮・南呂宮・仙呂宮・黃鍾宮爲七宮、越調・大食調・高太食調・雙調・小食調・歇指調・林鍾商爲七商、大食角・高太食角・雙角・小食角・歇指角・林鍾角・越角爲七角、中呂調・正平調・高平調・仙呂調・黃鍾羽・般涉調・高般涉爲七羽。……燕設用之。」（四七三頁）とあり、燕楽（宴楽）で用いられた俗楽二十八調の中に、「越調」、「正平調」あるいは「高平調」、「雙調」、「般涉調」、「仙呂調」という名称が見えることに基づく。荻生北溪の「楽律考解」でも、この部分について、「唐ノ禮樂志ノ俗樂二、中呂調・正平調・高平調・仙呂調・黃鍾羽・般涉調・高般涉爲七羽トアリ。」と解説する。

なお、ここと言う燕楽とは、唐代宮廷の宴饗に用いられた楽舞であり、西域伝来の胡楽や中国古来の民間音楽から成る俗楽の一種である。前掲『新唐書』『礼楽志』に見える諸調子は、この燕楽に用いられた調体系であり、燕楽二十八調と呼び習わされてきた。燕楽二十八調については、本書『楽律考』の【八】にて再度言及されるため、詳細はそこで後述する。

- (3) **龍吟聲、即唐長鳴三聲之一** この記述は、北溪の「楽律考解」に、「唐書儀衛志」^一長鳴一曲三聲、一龍吟、二彪吼聲、三河聲トアリ。長鳴曲ハ、鼓吹部ノ曲名。」と解説するように、『新唐書』卷二三「儀衛志下」に、「鼓吹部有鞀鼓・大鼓・金鉦小鼓・長鳴・中鳴。……長鳴一曲三聲、一龍吟聲、二彪吼聲、三河聲。」(五〇八〜五〇九頁)とあるのに基づく。また、山県大弐の注には、「唐有長鳴三聲、其一名龍吟。按北史載鄭述(祖脱)造龍吟十弄。豈亦其遺聲歟。」とあり、『北史』に見える「龍吟十弄」という曲が、その遺聲ではないかと述べている。確かに、『北史』卷三五「鄭義伝」の附伝に、「敬祖弟述祖、字恭文。……述祖能鼓琴、自造龍吟十弄、云嘗夢人彈琴、寤而寫得。」(一三〇七頁)と見える。

- (4) **鳳鸞商、乃琵琶獨彈曲破之名** 「鳳鸞商」について、北溪の「楽律考解」では、「鳳音・鸞鏡、商絃ニ在ライフ。」と述べるのみであるが、おそらく、徂徠は、『宋史』「楽志」に挙げる「琵琶獨彈曲破」(琵琶の独奏曲の「破」の楽章という意味か)の曲目に、「鳳鸞商」という調名が見えることに基づき、これを、日本律名の「鳳音」と「鸞鏡」に通じるものとして挙げたのではないだろうか。『宋史』卷一四二「楽志一七」に、「琵琶獨彈曲破十五、鳳鸞商慶成功、應鍾調九曲清、……」(三三五二頁)と見える。

- (5) **上無・下無、爲此方所命** この問題については、本書『楽律考』後半部に、徂徠の見解が述べられているので、ここに引用する。「樂家稱龍吟爲下無、鳳音爲上無。今以黃鐘調聲爲周・漢黃鐘、則龍吟爲南呂、鳳音爲姑洗。按樂書、倍律二、舞射・應鐘、而不下於南呂。清律四、黃鐘・大呂・太簇・夾鐘、而不上於姑洗。又笙第十七管神仙、爲夾鐘。笙中清聲、莫踰此者、則下無・上無命名之義、可以見焉。」

- (6) **獨巢笙、平調子爲林鐘、仙呂管爲夾鐘者、實命其律** 「巢笙」とは、十九管の笙のこと。『爾雅』「釈楽」に「大笙謂之巢、小者謂之和」、郭璞注に「大者十九簧」(『爾雅注疏』一七二頁)とあり、他に陳暘の『楽書』や『文献通考』(後掲)、『宋史』「楽志」等にも、巢笙についての記事が見える。

この徂徠の記述については、北溪の「楽律考解」に、「文献通考ノ巢笙ニ出ル。一越ヲ中呂トスルトキハ、平調ハ林鐘、神仙ハ夾鐘ナリ。」と解説する。これに基づくと、次のように解釈できる。

一、『文献通考』卷一三八「楽考一」の「巢笙」の項には、宋の陳暘撰『楽書』を引いて、「陳氏樂書曰、……大者十九簧謂之巢、……小者十三簧謂之和……」(今巢笙之制、第一管頭子應鐘清聲、第二管二中音黃鐘正聲……十三仙呂管夾鐘正聲……十五平調子林鐘清聲、……)とあり、巢笙の第十三管「仙呂管」の音律が夾鐘で、第十五管「平調子」の音律が林鐘であると記す。

【三】

今謹按 本邦之樂、原周・漢遺音、律亦周・漢之律、而第八黃鐘調聲、乃周・漢黃鐘也。⁽¹⁾ 惟昔黃帝軒轅氏、命伶倫始制律呂、而度量衡皆生焉。⁽²⁾ 三代相承、歷秦迨漢、莫有改作。⁽³⁾ 後漢以來、尺度訛長。⁽⁴⁾ 魏杜夔承喪亂之後、莫所稽考、以此制律。而應鐘爲黃鐘、律始變矣。⁽⁷⁾

〈訓読〉

今、謹みて按ずるに、本邦の樂、周・漢の遺音に原づき、律も亦た周・漢の律にして、第八黃鐘調の声は、乃ち周・漢の黃鐘なり。惟ふに昔、黃帝軒轅氏、伶倫に命じて始めて律呂を制らしめ、而して度量衡皆焉に生じ、三代相承けて、秦を歴て漢に迨びて、改め作ること有ること莫し。後漢以來、尺度訛長す。魏の杜夔、喪亂の後を承けて、稽考する所莫く、此を以て律を制る。而して應鐘を黃鐘と爲し、律始めて變ず。

〈訳〉

さて、謹んで案ずるに、我が国の音楽は、中国古代の周（前約一一〇〇～前二五六）・漢（前二〇六～二二〇）代の遺音に基づいており、音律もまた周・漢の音律であって、（日本十二律における）第八音の黃鐘調の音が、まさしく周・漢の黃鐘である。思うに、昔、黃帝軒轅氏は、伶倫に命じて初めて（六律六呂の）律呂（つまり十二律）を制作させ、ここから度量衡が皆、生じ、三代（夏・殷・周の三王朝）は順にそれを受け継いで、秦（前二二一～前二〇七）を経て漢に至るまで、改作されることはなかった。後漢（二五～二二〇）以降に、尺度が誤って長くなった。魏の杜夔は、（後漢末の）喪亂の余波を受け、調査・考証するすべがなく、この（長くなっていた）尺度に基づいて音律を定めてしまった。そうして、（黃鐘より一律下の）應鐘（の音の高さ）を黃鐘（の音高）とするようになり、ここで初めて音律（の基準）が変わってしまったのである。

〈注〉

(1) 本邦之樂、原周・漢遺音、律亦周・漢之律、而第八黃鐘調聲、乃周・漢黃鐘也 この部分が表す内容は、前の【二】の注(6)で言及した、徂徠の楽論における骨子であり、彼の持論として知られるものである。本書『楽律考』は、この「日本の黄鐘^{おうしよ}」(中国)周・漢の黄鐘^{こうしよ}」という見解を主題として、音律の面から論じたものである。本書の内容について、北溪の「楽律考解」では、「此書ノ主意ハ、日本ノ黄鐘^{ワウシキ}ハ、周ノ黄鐘^{クワウシヨウ}ナリ。」と解説し、太宰春台の「答田安公問」には、「樂律之儀、此方樂人之家にて、今之圖竹之壹越を、古之黄鐘^{クワウシヨウ}ニ心得罷在林鐘に相當リ申候。茂卿、是を古之黄鐘と定候事、數多之證據御座候。」と述べることも明らかである。

また、「荻生考(第六二冊)」所収「周尺ノ考」には、「隋書律歷志ノ周尺ニテ、十二律ヲ切ルトキハ、黄鐘^{クワウシヨウ}ノ律、即日本樂人ノ家ニ傳ヘタル黄鐘^{ワウシキ}調ナリ。」とあり、この「日本の黄鐘^{おうしき}」周・漢の黄鐘^{こうしよ}」という徂徠の見解が、『隋書』「律曆志」に基づくことが窺い知れる。本書『楽律考』と密接に関連する徂徠の『度量衡考』所収「度考」「量考」が、『隋書』「律曆志」に依拠するように(川原秀城・池田末利「解題・凡例」「一、度量衡考」参照)、本書の以下に挙げる歴代音律の変遷や黄鐘律長の数値なども、『隋書』に拠るところが大きい。

(2) 黃帝軒轅氏、命伶倫始制律呂 中国古代伝説上の帝王である黄帝(軒轅氏とも称する)が、臣下の伶倫に命じて、竹で黄鐘^{こうしよ}の律管(管を吹いて生ずる音によつて音高の基準を示す調律器具)を作らせ、それを基準とした十二の律管が作製されたのが、中国十二律の起源と言われる。その最も古い記録は、『呂氏春秋』「古楽」に見え、「昔黄帝令伶倫作爲律。伶倫自大夏之西、乃之阮隰之陰、取竹於嶢谿之谷、以生空竅厚鈞者、斷兩節間、其長三寸九分而吹之、以爲黄鐘之宮、吹曰「舍少」。次制十二筩、以之阮隰之下、聽鳳皇之鳴、以別十二律。其雄鳴爲六、雌鳴亦六、以比黄鐘之宮、適合。黄鐘之宮、皆可以生之、故曰黄鐘之宮、律呂之本。黄帝又命伶倫與榮將鑄十二鐘、以和五音、以施英韶、以仲春之月、乙卯之日、日在奎、始奏之、命之曰咸池。」(『呂氏春秋新校釈』二八八頁)とある。

なお、この『呂氏春秋』では、黄鐘管長を「三寸九分」とするが、漢代以降、黄鐘律管の長さは九寸、圉九分と規定された。ただし、『呂氏春秋』の三寸九分も、一オクターヴ高い黄鐘の音高を発するもので、黄鐘管長九寸を二分の一にした上に管口補正を施した長さである、という解釈もなされている(田辺尚雄「音楽理論」第三章「5. 標準基音」参照)。「荻生考(第六二冊)」所収「楽律ノ考」に、「黄鐘^{クワウシヨウ}ノ管ハ、長九寸ト云コト、古ヨリノ定法ナリ。」と見えるように、徂徠も本書『楽律考』において、黄鐘管長を九寸として、歴代の黄鐘の音

高などを考証しているが（後の注(7)など参照）、管の囲については言及しておらず、「荻生考（第五七冊）」所収「楽律考」附記「楽律ノ考」に、「尤モ圍ニ不構、長サバカリヲ云。」と記すとおりである。

次に、黄鐘九寸から他の十一律を算出する方法を、ここに載せておく。中国では、古来、「三分損一」と「三分益一」を順に行う「三分損益」と呼ばれる音律算定法によって、次のように各律が求められてきた。日本では、「三分損一」を「順八」、「三分益一」を「逆六」と言い、合わせて順八逆六の法と称する。

- ①黄鐘を三分損一する $9\text{寸} \times \frac{2}{3} = 6\text{寸}$ 完全五度上の林鐘が得られる
- ②林鐘を三分益一する $6\text{寸} \times \frac{4}{3} = 8\text{寸}$ 完全四度下の太簇が得られる
- ③太簇を三分損一する $8\text{寸} \times \frac{2}{3} = 5.333\text{寸余}$ 完全五度上の南呂が得られる
- ④南呂を三分益一する $5.333\text{寸余} \times \frac{4}{3} = 7.111\text{寸余}$ 完全四度下の姑洗が得られる
- ⑤姑洗を三分損一する $7.111\text{寸余} \times \frac{2}{3} = 4.740\text{寸余}$ 完全五度上の応鐘が得られる
- ⑥応鐘を三分益一する $4.740\text{寸余} \times \frac{4}{3} = 6.320\text{寸余}$ 完全四度下の蕤賓が得られる
- ⑦蕤賓を三分益一する $6.320\text{寸余} \times \frac{4}{3} = 8.427\text{寸余}$ 完全四度下の大呂が得られる
- ⑧大呂を三分損一する $8.427\text{寸余} \times \frac{2}{3} = 5.618\text{寸余}$ 完全五度上の夷則が得られる
- ⑨夷則を三分益一する $5.618\text{寸余} \times \frac{4}{3} = 7.491\text{寸余}$ 完全四度下の夾鐘が得られる
- ⑩夾鐘を三分損一する $7.491\text{寸余} \times \frac{2}{3} = 4.994\text{寸余}$ 完全五度上の無射が得られる
- ⑪無射を三分益一する $4.994\text{寸余} \times \frac{4}{3} = 6.659\text{寸余}$ 完全四度下の仲呂が得られる

(3) **而度量衡皆生焉** 『尚書』「虞書」「舜典」に、「協時月正日、同律度量衡。」（『尚書正義』七一頁）とあるように、中国古代の儒家において、音律と度量衡及び暦法は、結びついて一つの体系として捉えられていた。また、『漢書』卷二「律曆志上」に、「虞書曰「乃同律度量衡」、所以齊遠近立民信也。……一曰備數、二曰和聲、三曰審度、四曰嘉量、五曰權衡。參五以變、錯綜其數、稽之於古今、效之於氣物、和之於心耳、考之於經傳、咸得其實、靡不協同。」「聲者、宮・商・角・徵・羽也。……五聲之本、生於黃鐘之律。」「度者、分・寸・尺・丈・引也、所以度長短也。本起黃鐘之長。以子穀秬黍中者、一黍之廣、度之九十分、黃鐘之長。一爲一分、十分爲寸、十寸爲尺、十

尺爲丈、十丈爲引、而五度審矣。」「量者、龠・合・升・斗・斛也、所以量多少也。本起於黃鐘之龠、用度數審其容、以子穀秬黍中者千有二百實其龠、以井水準其概。合龠爲合、十合爲升、十升爲斗、十斗爲斛、而五量嘉矣。」「衡權者、衡、平也、權、重也、衡所以任權而均物平輕重也。……權者、銖・兩・斤・鈞・石也、所以稱物平施、知輕重也。本起於黃鐘之重。一龠容千二百黍、重十二銖、兩之爲兩。二十四銖爲兩。十六兩爲斤。三十斤爲鈞。四鈞爲石。」（九五五〜九五八、九六六〜九六七、九六九頁）と見えることから、十二律の基準となる黄鐘の音の高さを決める律管が、度量衡の単位を導き出す基準とみなされてきた。長さを表す「度」については、黄鐘の律管（九寸）が黍九十粒の長さに相当することから、一粒は一分、九十分＝九寸、十寸＝一尺というように、その基準と単位が定められ、容積を表す「量」については、黄鐘律管の中に黍を充たした時の容量（千二百粒）が、一篇という単位の基準になり、さらに、この一篇の重さが、重さを表す「衡」の単位の基準になったとする。

ただし、この『漢書』『律曆志』に載せる、黄鐘律管に黍を累ねて尺度等の基準とする累黍の説に関しては、古来、牽強附会の説とする見解も出されており（楊寛「尺度の規準を樂律・累黍に取る説」、狩谷棧斎著『本朝度量權衡攷一』二五〜二七、三二〜三三、一八二頁など参照）、徂徠も、この説を否認している。

そもそも徂徠は、前掲の『尚書』『虞書』『舜典』に見える記事について、「舜、律度量衡を同じうすといふ者は、乃ち萬國の律度量衡を同じうして、其の姦僞を防ぐのみ。あに四者を同じうして一に歸するの謂ならんや。」と解し、「けだし律・度・量・衡、其の用おのおの殊なり。律は聲を揅る。度は長短を揅る。量は多少を揅る。衡は輕重を揅る。古聖人これを作り、おのおの其の用に適ふを取るのみ。孔子曰はく、「指を布きて寸を知り、手を布きて尺を知り、肘を舒べて尋を知る」と。……則ち度は人體に由りて生ず。舜典に曰はく、「歌は言を永うし、聲は永に依り、律は聲を和す」と。則ち律もまた人聲に由りて生ず。聖人、人聲を以て律を定め、既に定まるの後、度を假りて以て其の聲を傳ふ。度あに律より生ぜんや。」（『度量衡考』『量考』二四九〜二五〇、二五二頁）というのが彼の見解であった。そして、『漢書』『律曆志』に見える累黍の説と、その説によつて後世の諸儒が、古の尺度及び黄鐘律管の長さを求めたことに對し、次のように批判するのである。「累黍の説、漢儒に出で、もと定準なし。其の本原を究むるに、いはゆる度量衡みな黄鐘に生ずといふ者、これ其の根由なり。量は度を以て求むべきも、衡は則ち得べからず。故に一龠黍の重さを以て衡を生ずるのみ。陰陽五行・理氣象數の自然といふは、漢儒の溺るる所、宋儒またこれに溺れて、儒者千歳の惑ひ、卒に解くべからず。」「黍を累ねて尺を作るも、また漢儒の妄説なり。

……それ黍に肥瘠ありて、大小定まらず。律高うして度短らんことを欲する者は、其の小を取る。律濁りて度長らんことを欲する者は、其の大を取る。みな言を黍に托して、以て己が意の爲らまく欲しき所の者を求む。〔度量衡考〕「度考」二二一―二二二頁〕「漢書ニカキタルハ、王莽カ時分ニ劉歆ト云人、三統曆ト云曆法ヲ作りテ、ソノ曆法ノカザリニ律度量衡ノコトヲ云タルヲ、後漢ノ世ニ三統曆ヲ用タルユヘ、漢書ニ右ノ劉歆カ説ヲ其儘ニノセタリ。畢竟黃鍾ノ律管ヨリ升目ヲ生スルト云コト、本劉歆カ作りコトニテ本説ナキコトナルヲ……」〔周尺考〕三三四頁〕と見える。さらに、累黍の説に対する徂徠の考えは、「荻生考（第六二冊）」所収「黍ノ考」にも、（おそらく北溪の解説と考証を加えた形で）詳しく記載されている。

(4) 三代相承、歷秦追漢、莫有改作 この部分については、北溪の「樂律考解」に、「三代ヨリ秦・漢ニ至マテ、尺ヲ改ルコトナキヲイフ。」と説明することから、尺度の改作が行われなかったことを言うものと理解される。三代の尺の制度については、尺を異にする説（所謂「三代異尺の説」）が出され、その賛否が議論されてきたが（小泉架娑勝『歴史の中の単位』一八一―一八二頁など参照）、徂徠は否定の立場にあり、三代から漢に至るまで尺度は変わらなかったとみなした。『度量衡考』「度考」にて、「按ずるに上、黃帝より、下、周・漢に至るまで、いまだかつて尺を異にせず。故に經傳史籍、みな尺を改むることを言はず。」「それ三代、度を異にし、周・漢、尺を殊にすることは、千古の道はざる所、史籍の載せざる所。」（二〇九、二一二頁）と明言している。

また、徂徠は同書「度考」にて、晋の荀勗という者によって行われた古尺の復元に関する記録（後述）に基づき、「晋の泰始中に至りて、荀勗、時尺詭長することを知りて、始めて周禮を稽へて古尺に復す。……荀勗、尺を改むる時、周・漢の古器を以てこれを校ふ。見るべし、周・漢、尺を異にせざることを。」（二〇九―二一〇頁）と述べている。荀勗については、次の注(5)(7)でも言及し、詳しくは本書『樂律考』【四】の訳注で取り上げるが、簡略に述べると次のとおりである。

『宋書』『隋書』等によると、晋の泰始九年（二七三）頃、中書監の荀勗が、樂律の合わないことに気付き、調査したところ、後漢から魏に至るまでに、尺度が、古の制度より四分あまり（小泉架娑勝『歴史の中の単位』二一〇頁によると、今の9ミリほど）長くなっていることを、明らかにし、尺度を改めた。その後、周代の玉律（玉の調律器具）や漢代の鐘などが得られたため、それらを引き合わせて調べたところ、彼が復元した尺度による音律に合ったという。『宋書』卷一一「律曆志上」に、「勗又以魏杜夔所制律呂、檢校太樂・總章・鼓吹八音、與律乖錯。始知後漢至魏、尺度漸長於古四分有餘。夔依爲律呂、故致失韻。乃部佐著作郎劉恭依周禮更積黍起度、以鑄新律。

既成、募求古器、得周時玉律、比之不差毫釐。又漢世故鍾、以律命之、不叩而自應。」(二一九頁)とあり、『隋書』卷一六「律曆志上」の「審度」に、「徐廣・徐爰・王隱等晉書云、「武帝泰始九年、中書監荀勗、校太樂八音、不和、始知爲後漢至魏、尺長於古四分有餘。勗乃部著作郎劉恭、依周禮制尺、所謂古尺也。依古尺更鑄銅律呂、以調聲韻。以尺量古器、舉本銘尺寸無差。又汲郡盜發魏襄王冢、得古周時玉律及鍾磬、與新律聲韻闇同。于時郡國或得漢時故鍾、吹新律命之、皆應。」(四〇二〜四〇三頁)と見える。以上のような、荀勗の古尺復元に関する記事に基づくと、周から漢に至るまでも、尺度に変化がなかったものと考えられるのである。

なお、荀勗が復元した尺は「晋前尺」と称され、『隋書』「律曆志上」の「審度」では、「一、周尺」の条に載せている。よって、晋前尺は、周代の尺を正しく復元したもの、つまり古の周尺に相当すると解される。但徠もそのように解釈し、晋前尺＝周尺であることに基づき、『度量衡考』「度考」「量考」を著したことは、よく知られる。北溪の「度量衡考叙」に、「茂卿かつて度考・量考を撰す。隋志の晋前尺、古周尺たるに原づく。」(『度量衡考』一七四頁)と記すとおりである。但徠の『護國隨筆』卷四には、「隋書に據るに、いにしへ漢晋に至りて、尺度未だ改まらず、みな參驗する所あり。」(二九四頁)と見える。

また、「荻生考(第六二冊)」所収「歷代尺ノ考」にも、「古三代ノ時分ヨリ、秦・漢ヲ歴ルマテ、尺ニ異同アルコトハ、周禮・左傳・史記・漢書等ノ重キ書籍ニ見ヘズ、曾テ沙汰ナキコトナリ。」とあり、同「荻生考(第六二冊)」所収「周尺ノ考」には、更に詳しい説明が見えるため、ここに載せる。「尺度ノコトハ、帝王ノ制度ニテ、至テ重キコトナルユヘ、尺ヲ改メカユルトキハ、歴史ニ必是ヲ載スルコトナリ。シカルニ、夏・殷・周ノ三代ニテ尺ヲカヘタルコトハ、代々ノ歴史ニモ、其外ノ書ニモ、曾テ沙汰ナキコトナリ。漢書ノ律曆志ニ、律度量衡ノコトヲ説タルニモ、ヤハリ周ノ代ノコトヲ引テ、漢ノ代ノ尺ヲ云ヘリ。又、晉書ニ尺ノコトヲ論シタルニモ、舜ノ時ノ玉琯ヲ引テ、周尺ノコトヲ云ヘリ。……隋書ノ律曆志ニ云ヘル荀勗力周尺ヲ定メタルニモ、ヤハリ漢ノ代ノ古器ヲ引テ、周尺ヲ定メタリ。是、皆、黃帝・堯・舜・夏・殷・周ノ代マテ、尺ニカワリナキコト、明白ナリ。」この中で、「晉書ニ尺ノコトヲ論シタル」と言うのは、『晉書』卷一六「律曆志上」に、「傳云「十二律、黃帝之所作也。……」又云「黃帝作律、以玉爲管、長尺、六孔、爲十二月音。至舜時、西王母獻昭華之琯、以玉爲之。」及漢章帝時、零陵文學奚景於冷道舜祠下得白玉琯。」(四七四〜四七五頁)とあるのをうけたものか。

(5) 後漢以來、尺度訛長 『隋書』卷一六「律曆志上」の「候氣」に、「至于後漢、尺度稍長。」(三九五頁)と見える。また、その後、魏に至っては、前の注(4)に述べたとおり、尺度が四分あまり長くなっていたことが、晋の荀勗によって明らかになったという。本書のこの記

述は、前掲『隋書』の記述や、荀勗に関する記事をうけたものであろう。このことについては、「荻生考（第六二冊）」所収「歷代尺ノ考」の「後漢ヨリ南朝ノ宋・齊・梁・陳ノ代マデ、尺、次第ニ長クナリタル事」と題する章に、詳述されている。次のとおりである。「後漢ノ末ヨリ三國ノ魏ノ時、西晉ノ代ノ始ニ至ルマテ、尺始テ四分七釐長クナル。是ハ、誰尺ヲ改テ長クシタルニモ非ズ。只、次第展轉シテ長クナリタルコトナリ。殊ニ、後漢ノ末ヨリ亂世ニナリタルユヘ、朝廷ノ制度亂レテ、民ノ心儘ニナリタルユヘナリ。コノコトヲ、西晉ノ武帝ノ泰始九年ニ、荀勗ト云モノ、音律ノ相違ヨリ吟味シテ、周禮ヲ考合セ、朝廷ヘ申立テ、七種ノ古器ヲ以テ吟味シテ、古尺ヲ定メタリ。……此尺ニテ十二律ヲ正シテ、音樂ノ誤ヲ正セリ。……コノ尺ヲ周尺トモ云。又、王莽銅斛尺トモ云、建武銅尺トモ云、又、晉ノ代ノ始ニ吟味シタルユヘ、晉前尺トモ名付ケタリ。荀勗カ吟味ノ時、周ノ代ノ古器ヲカシラニシテ、吟味シタルコトナルユヘ、隋書ニハ、是ヲ周尺ト名付タルコトナリ。」

(6) 杜夔 字は公良、河南の人。『三國志』卷二九「魏書」「方技」に伝があり、それによると、杜夔は、もとは後漢の雅楽郎であり、あらゆる楽器に通じ、音律に優れていたという。後漢末の大乱後は、魏の武帝（曹操）の下で軍謀祭酒となり、宮中雅楽の制定に携わった。黄初年間（二二〇～二二六）には、太楽令・協律都尉となり、雅楽の音律の制定を行ったほか、先代の音楽について、經典や伝承の事例から研究し、古楽を復興させた。大乱で多くの音楽が失われたが、魏朝において先代の古楽が復旧し、後世に引き継がれたのは、杜夔の功績と言われる。以下、『三國志』の杜夔伝を載せる。「杜夔字公良、河南人也。以知音爲雅樂郎、中平五年、疾去官。州郡司徒禮辟、以世亂奔荊州。荊州牧劉表令與孟曜爲漢主合雅樂、樂備、表欲庭觀之。夔諫曰、「今將軍號不爲天子、合樂而庭作之、無乃不可乎。」表納其言而止。後表子琮降太祖、太祖以夔爲軍謀祭酒、參太樂事、因令創制雅樂。夔善鐘律、聰思過人、絲竹八音、靡所不能、惟歌舞非所長。時散郎鄭靜・尹齊、善詠雅樂。歌師尹胡、能歌宗廟郊祀之曲、舞師馮肅・服養、曉知先代諸舞。夔總統研精、遠考諸經、近采故事、教習講肄、備作樂器、紹復先代古樂、皆自夔始也。黃初中、爲太樂令・協律都尉。漢鑄鐘工柴玉、巧有意思、形器之中、多所造作、亦爲時貴人見知。夔令玉鑄銅鐘、其聲均清濁多不如法、數毀改作。玉甚厭之、謂夔清濁任意、頗拒捍夔。夔・玉更相白於太祖、太祖取所鑄鐘、雜錯更試、然知夔爲精而玉之妄也、於是罪玉及諸子、皆爲養馬士。文帝愛待玉、又嘗令夔與左願等於賓客之中吹笙鼓琴、夔有難色、由是帝意不悅。後因他事繫夔、使願等就學。夔自謂所習者雅、仕宦有本、意猶不滿、遂黜免以卒。弟子河南邵登・張泰・桑馥、各至太樂丞、下邳陳頌、司律中郎將。自左延年等雖妙於音、咸善鄭聲、其好古存正莫及夔。」（『三國志集解』二二三～二三五頁） また、『宋書』卷

一九「樂志一」に、「漢末大亂、衆樂淪缺。魏武平荊州、獲杜夔、善八音、嘗爲漢雅樂郎、尤悉樂事、於是以爲軍謀祭酒、使創定雅樂。……夔悉總領之。遠考經籍、近采故事、魏復先代古樂、自夔始也。而左延年等、妙善鄭聲、惟夔好古存正焉。」（五三四頁）とあり、『隋書』「音樂志」等にも同様の記述が見える。

(7) 魏杜夔承喪亂之後、莫所稽考、以此制律。而應鍾爲黃鍾、律始變矣。これについて、北溪の「樂律考解」では、「杜夔ハ漢ノ雅樂郎ナリ。然ドモ魏尺始テ訛長スルユヘニ、黃鍾、應鍾トナルト、尺ヲ考テイフ。」と解説する。つまり、杜夔（前の注(6)参照）が、本来の尺度の規定より長くなっていた魏の尺に基づいて、音律を制定してしまったため、基準音となる黄鍾の音高が、一律（半音）低い應鍾の音高まで下がってしまったということであろう。音が下がるというのは、例えば、一尺の長さの規定が変化して長くなれば、それに伴い、黄鍾律管九寸の実際の長さも伸び、振動する管長が長くなった分、発せられる音の高さが低くなるからである。

また、魏の尺度が長くなっていたとするのは、前の注(4)(5)で述べたとおり、晋の荀勗の調査によつて、魏の尺が古の制度より四分あまり（または四分半など）長くなっていることが明らかになったという記事が、『宋書』『隋書』等に見えるからである（それらの記事は、一部、注(4)に引用した）。『隋書』卷一六「律曆志上」には、「炎歷將終、而天下大亂、樂工散亡、器法湮滅。魏武始獲杜夔、使定音律、夔依當時尺度、權備典章。及晉武受命、遵而不革。至泰始十年、光祿大夫荀勗、奏造新度、更鑄律呂。」（三八六頁）とあり、杜夔が、当時の魏の尺度によつて音律を定めたことが知られる。

さらに、杜夔が用いた魏の尺については、同『隋書』『律曆志上』の「審度」において、「五、魏尺」の条に挙げられており、「杜夔所用調律、比晉前尺一尺四分七釐。魏陳留王景元四年、劉徽注九章云、王莽時劉歆斛尺、弱於今尺四分（もとは「寸」に作る）五釐、比魏尺、其斛深九寸五分五釐。即晉荀勗所云「杜夔尺長於今尺四分半」是也。」（四〇四頁）と記載されている。徂徠の『度量衡考』『度考』では、この『隋書』の記述を引いて、「隋書律曆志に曰はく、「五に、魏尺。杜夔が用ひて律を調ふる所。晉前尺の一尺四分七釐に比す。魏の陳留王の景元四年に、劉徽、九章を注して云ふ、「王莽が時の劉歆が斛尺、今の尺より弱きこと四寸五釐、魏尺に比すれば、其の斛、深さ九寸五分五釐なり」と。即ち晉の荀勗がいはいゆる「杜夔が尺、今尺より長きこと四分半」といふ、これなり」。（四寸まさに四分に作るべし。）」と記した後、「按ずるにこの尺、後漢末より西晉の世に至るまでこれを用ふ。杜夔またこの尺を以て量を作る。通典に見ゆ。一尺四分七釐は晉前尺を以てこれを言ひ、四分五釐は魏尺を以てこれを言ふ。其の實はまさに同じ。今の尺の七寸五分三釐四毫五絲有奇に當る。」（一九

一（一九二頁）と述べている。

さて、杜夔が定めた音律の黄鐘が応鐘に当たるとする徂徠の解釈は、本書『楽律考』の後半部に、「魏杜夔尺黄鐘、當周・漢尺九寸四分二釐三毫。折半得四寸七分一釐一毫五絲、爲應鐘也。」と見え、この部分に対する蒔田雁門の注に、「杜夔尺當古一尺零四分七釐。即今七寸五分三釐四五二六一也。九因一尺零四分七釐、得九寸四分二釐三毫。」とあることから、前掲『隋書』『律曆志上』『審度』に見える、魏尺の晋前尺に対する比率「一尺四分七釐」に基づき、次のように算定して得られたものと考えられる。

①荀勗が復元した尺「晋前尺」（＝周・漢の尺）による黄鐘律長九寸…杜夔が魏の尺に基づいて定めた黄鐘律長＝一尺…一尺四分七釐
②杜夔が魏の尺に基づいて定めた黄鐘律長＝ $0.9 \times 1.047 = 0.9423$ ＝九寸四分二釐三毫

③九寸四分二釐三毫の律長を一オクターヴ上げると（ $\times 1/2 = 0.47115$ ）、四寸七分一釐一毫五絲となる。

④この律長（四寸七分一釐一毫五絲）は、応鐘律長「四寸七分六釐七毫三絲」の近似値であることから、応鐘の音高に相当する。

なお、右に挙げる応鐘律長「四寸七分六釐七毫三絲」は、本書『楽律考』後半部に載せる、黄鐘を九寸とした場合の十二律の各律長から引いたものである。ただし、本書に載せる十二律の数値は、古からの伝統である三分損益法（前の注②参照）による値ではなく、高橋博巳『江戸のバロック』『V 中根元圭と荻生徂徠』（二四七～一四八頁）で指摘されているとおり、平均律の計算法によるものである。さらに、管見では、明の李之藻撰『領宮礼楽疏』に載せる十二平均律の値から採ったものと推定するが、この問題については、別稿で取り上げる。三分損益律によると、応鐘の律長は、四寸七分四釐あまりである。

待続

参考文献

- 〔戦国〕呂不韋著・陳奇猷校釈『呂氏春秋新校釈』中華要籍集積叢書、二〇〇二年、上海古籍出版社
〔漢〕孔安国伝・（唐）孔穎達疏・廖名春・陳明整理・呂紹綱審定『尚書正義』十三經注疏、二〇〇〇年、北京大学出版社
〔漢〕班固撰・（唐）顏師古注『漢書』一九六二年、中華書局
〔晋〕陳寿撰・（南朝宋）裴松之注・盧弼集解・錢劍夫整理『三国志集解』二〇〇九年、上海古籍出版社
〔晋〕郭璞注・（宋）邢昺疏・李伝書整理・徐朝華審定『爾雅注疏』十三經注疏、二〇〇〇年、北京大学出版社
〔梁〕沈約撰『宋書』一九七四年、中華書局

- (唐) 李延寿撰『北史』一九七四年、中華書局
 (唐) 房玄齡等撰『晋書』一九七四年、中華書局
 (唐) 魏徵等撰『隋書』一九七三年、中華書局
 (宋) 歐陽脩・宋祁撰『新唐書』一九七五年、中華書局
 (元) 馬端臨撰『文獻通考』一九八六年、中華書局
 (元) 脱脫等撰『宋史』一九七七年、中華書局
 狩谷棧斎著・富谷至校注『本朝度量權衡攷一』東洋文庫五三七、一九九一年、平凡社
 川原秀城・池田末利「解題・凡例」二、度量衡考」(川原秀城・池田末利編輯『荻生徂徠全集一三 統治論二』一九八七年、みずず書房、四四三〜四五四頁)
 小泉袈裟勝『歴史の中の単位』一九七四年、総合科学出版
 高橋博巳『江戸のバロック』新装版、一九九七年、ベリかん社
 田辺尚雄『音楽理論』改訂版、一九五六年、共立出版
 林謙三『律名新考——日本十二律の起源及び音高の問題について』樂道撰書第六卷、一九四三年、樂道撰書刊行会
 楊寛「尺度の規準を樂律・累黍に取る説」(藪田嘉一郎編訳注『中国古尺集説』一九六九年、綜芸舎、五二〜六〇頁)

謝辞

訳注者がこの『樂律考』に初めて接したのは、お茶の水女子大学大学院在学時に、薦田治子先生(現武蔵野音楽大学教授)との個人授業で、『樂律考』『樂制篇』などを取り上げ、ご指導をいただいた時であった。その際、坂田進一先生(坂田古典音楽研究所所長)にもご指導を賜り、大学院の同学であつた長井尚子様・梅尾亮子様からもご助言をいただき、その後、上海音楽学院にて、陳応時先生(同学院教授)からもご指導いただいた。ここに、改めて謝意を表します。また、資料をご貸与くださった松村宏先生(慶應義塾大学名誉教授)、資料の閲覧と利用を許可してくださった国立公文書館内閣文庫を始めとする各所蔵機関に御礼申し上げます。